

○枚方市立メセナひらかた会館条例

平成 3 年 5 月 31 日

条例第 13 号

改正 平成 4 年 6 月 25 日 条例第 21 号

平成 12 年 3 月 24 日 条例第 2 号

平成 17 年 3 月 10 日 条例第 8 号

[題名改正]

平成 17 年 6 月 17 日 条例第 28 号

平成 19 年 6 月 29 日 条例第 25 号

平成 23 年 12 月 9 日 条例第 28 号

平成 24 年 12 月 10 日 条例第 45 号

(設置)

第 1 条 市民の文化活動及び生涯にわたる学習活動を支援し、勤労者の福祉の増進を図り、並びに男女共同参画社会の実現に資するため、枚方市立メセナひらかた会館（以下「会館」という。）を設置する。

(平 17 条例 8 ・ 一部改正)

(位置)

第 2 条 会館の位置は、枚方市新町 2 丁目 1 番 5 号とする。

(平 4 条例 21 ・ 平 17 条例 8 ・ 一部改正)

(事業)

第 3 条 会館は、次に掲げる事業を行う。

(1) 会館の施設及び附属設備を市民の文化活動等の用に供すること。

(2) 勤労者の余暇の活用に係る情報を収集し、及び提供すること。

(3) 男女共同参画社会の推進に関する市民の活動を支援すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、第 1 条に規定する目的を達成するため市長が必要と認める事業

(平 17 条例 28 ・ 追加)

(指定管理者による管理)

第 4 条 会館の管理は、法人その他の団体であつて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 前条第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる事業の実施に関する業務

(2) 第 6 条に規定する使用の許可及び第 11 条第 1 項に規定する使用の許可の取消し等に関する業務

(3) 会館の施設及び附属設備の維持管理に関する業務

(平 17 条例 28 ・ 追加、平 24 条例 45 ・ 一部改正)

(休館日等)

第5条 会館の休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる日を除く。）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 会館の開館時間は、午前9時30分から午後9時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長の承認を得て、休館日及び開館時間を臨時に変更することができる。

（平17条例28・追加、平23条例28・一部改正）

（使用の許可）

第6条 会館を使用しようとするものは、規則で定めるところにより、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に際し、会館の管理運営上必要な条件を付することができる。

（平4条例21・追加、平17条例8・一部改正、平17条例28・旧第3条繰下・一部改正）

（使用の許可の基準）

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会館の使用を許可しないものとする。

(1) 会館の使用により公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 会館の使用により会館の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 会館の使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はその利益になるおそれがあるとき。

(4) 会館の管理運営上支障があるとき。

2 前項に規定するもののほか、指定管理者は、同一のものが引き続き3日を超えて使用するときは、市長が特に承認をした場合を除き、会館の使用を許可しないものとする。

（平4条例21・追加、平17条例8・一部改正、平17条例28・旧第4条繰下・一部改正、平24条例45・一部改正）

（使用料の納付）

第8条 会館の使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、使用の許可を受けた際に納付しなければならない。ただし、市長は、規則で定めるときは、当該使用の開始までに使用料を納付させることができる。

（平4条例21・追加、平12条例2・旧第5条繰下、平17条例8・一部改正、平17条例28・旧第6条繰下、平19条例25・一部改正）

（使用料の還付）

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（平4条例21・追加、平12条例2・旧第6条繰下、平17条例28・旧第7条繰下）

(使用料の減免)

第10条 市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(平4条例21・追加、平12条例2・旧第7条繰下、平17条例28・旧第8条繰下)

(使用の許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 使用者が偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (2) 使用者がこの条例、この条例に基づく規則又は使用の許可に係る条件に違反したとき。
- (3) 第7条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 市は、前項の規定による使用の許可の取消し又は使用の停止の措置が行われた場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、その賠償の責めを負わない。ただし、市の責めに帰すべき特別の事由があると認められる場合は、この限りでない。

(平4条例21・追加、平12条例2・旧第8条繰下、平17条例28・旧第9条繰下・一部改正、平24条例45・一部改正)

(使用権の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、会館の使用権を譲渡し、又は会館の施設を目的外に使用し、若しくは他のものに使用させてはならない。

(平4条例21・追加、平12条例2・旧第9条繰下、平17条例8・一部改正、平17条例28・旧第10条繰下)

(特別の設備の設置等)

第13条 使用者は、特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

(平4条例21・追加、平12条例2・旧第10条繰下、平17条例28・旧第11条繰下・一部改正)

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、会館の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する経費を負担しなければならない。

2 使用者は、前条の特別の設備を設置した場合は、使用后直ちに、これを原状に回復しなければならない。第11条第1項の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも、同様とする。

(平4条例21・追加、平12条例2・旧第11条繰下・一部改正、平17条例8・一部改正、平17条例28・旧第12条繰下・一部改正、平24条例45・一部改正)

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平4条例21・追加、平12条例2・旧第13条繰下、平17条例28・旧第14条繰下)

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

〔平成4年規則第48号で、同4年10月30日から施行〕

附 則〔平成4年6月25日条例第21号〕

この条例は、規則で定める日から施行する。

〔平成4年規則第48号で、同4年10月30日から施行〕

附 則〔平成12年3月24日条例第2号抄〕

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則〔平成17年3月10日条例第8号〕

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成17年6月30日までの間において、改正後の枚方市立メセナひらかた会館条例（以下「新条例」という。）別表に規定する市外使用者で、かつ、改正前の枚方勤労者総合福祉センター条例（以下「旧条例」という。）別表に規定する被保険者等であるものが枚方市立メセナひらかた会館の使用の許可の申請を行う場合における使用料の額は、新条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に旧条例の規定により使用の許可を受けたもので旧条例別表の規定による使用料の額が新条例別表の規定を適用したと仮定した場合における使用料の額を超えているものに対する枚方市立メセナひらかた会館の使用料の額は、新条例別表の規定を適用したと仮定した場合における使用料の額とする。

附 則〔平成17年6月17日条例第28号〕

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に、改正前の枚方市立メセナひらかた会館条例の規定により会館の施設及び附属設備の使用の許可（同日以後における使用に係るものに限る。）を受けたものは、改正後の枚方市立メセナひらかた会館条例の規定により会館の施設及び附属設備の使用の許可を受けたものとみなす。

附 則〔平成19年6月29日条例第25号〕

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則〔平成23年12月9日条例第28号抄〕

（施行期日）

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則〔平成24年12月10日条例第45号抄〕

（施行期日）

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

<別表は省略>

